平成２１年（フ）第６４７号
神奈川県相模原市相模台１－８－15　東相模原台コーポ204、住民票上の住所神奈川県相模原市緑が丘２丁目41番18号　エスポワール101
債務者　北原二三夫
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６６２号
神奈川県相模原市大野台５丁目11番23号
債務者　高須賀愛子
成年後見人　高須賀修平
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６３７号
長野県安曇野市豊科高家5211番地118　ハイツアルカディア201号　椿健一方、申立時の住所北海道雨竜郡雨竜町字満寿30番地318　岡本博光方
債務者　小池　達己
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４９号
静岡県富士市大淵3440番地の19
債務者　成岡　瑛泰
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第２４９号
沖縄県宜野湾市野嵩４丁目２番10号　コーポ松川２－３－C
債務者　與那嶺広幸
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第２５６号
沖縄県沖縄市山内２丁目26番34号　ニューライフ88・301号室
債務者　又吉　昌太
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第２５７号
沖縄県沖縄市山内２丁目26番34号　ニューライフ88・301号室
債務者　又吉　涼子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第３４７６号
横浜市戸塚区深谷町556番地１
債務者　田頭めぐみ
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５４２号
横浜市港北区篠原町1390番地　金子荘C102
債務者　坂本　龍哉
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６２６号
神奈川県相模原市相模台１丁目22番16号
債務者　宮本　允敬
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６５８号
神奈川県相模原市新磯野４丁目３番６－404号
債務者　小林　好子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６８７号
神奈川県相模原市南橋本３丁目４番30号　ハイムアルカディア101
債務者　田口　真希
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１８４号
石川県小松市桜木町78番地
債務者　和久　桑子
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第１９１号
静岡県富士市大淵2648番地の47、前住所静岡県富士市依田橋町14番21号
債務者　黒萩　由紀（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月11日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第４９号
熊本県阿蘇市一の宮町宮地2275番地６
債務者　西島しのぶ
1　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午前10時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部